

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

また、法第 242 条第 2 項では、「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しています。

本件請求において請求人は、横浜マリントワーの貸付賃料について、財産審議会の答申を得ておらず、「財産の交換、譲渡、貸付に関する条例」「公有財産規則」に違反しており、貸付契約そのものが無効であり、また、その不当な貸付契約によって賃借人は多額の収入を得ているため、市長に損害の賠償を求めています。

しかし、賃貸借契約の締結を対象とする住民監査請求においては、契約締結の日を基準として法第 242 条第 2 項の規定を適用すべき（平成 14 年 10 月 15 日最高裁判所第三小法廷判決同旨）であり、横浜マリントワーの賃貸借契約は、平成 21 年 3 月 31 日に締結されており、本件請求は当該行為のあった日から 1 年を経過した後にされています。

なお、請求人から正当な理由について特に主張されておらず、当時、横浜マリントワーの貸付については横浜市会で議論がなされ、また、リニューアルオープンについては報道もされていることから、請求人が知り得なかったとは認められず、当該行為のあった日から 1 年を経過した後に監査請求がされたことについて、同項ただし書きにいう正当な理由があるとはいえません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。